

提出書類(重点対策加速化事業用)		該当する項目にチェックが入っていることを確認
すべての申請者	1 本チェックシート	<input type="checkbox"/>
	2 補助金交付申請書(様式第1号) ①重点対策加速化事業用	<input type="checkbox"/>
	3 工事完了証明書(様式第4号) ※対象設備の設置工事完了日を記載してください	<input type="checkbox"/>
	4 対象設備の領収書のコピー □申請者名 □品名 □品番 □販売店名 □販売店住所 □電話番号の記載の必要があります ※「領収書」と記載されていないレシートは使用不可です ※申請者の同居者名義でも可能です。その場合は、当該同居者の住民票も併せて提出してください ※複数の対象設備を申請される場合は、それぞれの金額(税抜き)がわかるようにしてください ※見積書や内訳等を添付する場合は、対象の経費に○をつける、「太陽光」「蓄電池」等、わかりやすく記載してください	<input type="checkbox"/>
	5 振込先口座の通帳またはキャッシュカードのコピー □金融機関名 □本支店名 □口座番号 □口座名義 ※ネット銀行等で通帳がない場合は、上記項目の記載箇所を印刷してください	<input type="checkbox"/>
	6 対象設備設置後の写真および家屋全体の写真 ※製品に貼られた品番等が記載されたステッカーの文字が判読できる写真を添付してください ※エコキュート等の写真は、ヒートポンプと貯湯タンクとも必要です ※家屋全体の写真は、地面から屋根までが写り、個人住宅を確認できるもので対象設備が写ってなくても差支えありません ※集合住宅の場合は、集合住宅全体がわかる写真を添付してください	<input type="checkbox"/>
	7 申請者本人の住民票の写し(集合住宅の管理組合の場合、総会の議事録ないし登記事項証明書) □提出日以前3か月以内に発行された現住所のもの □個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの ※「住民票の写し」とは、市町窓口で発行される原本(用紙そのもの)で、コピーをせずに提出してください	<input type="checkbox"/>
	8 滋賀県が発行する納税証明書(滋賀県の県税に未納がないことの証明) □提出日以前3か月以内に発行された原本 ※次ページに掲載の県税事務所で交付を受けてください。	<input type="checkbox"/>
	9 「しがCO2ネットゼロ」ムーブメント」賛同書(様式第7号) ※任意	<input type="checkbox"/>
	10 その他理事長が必要と認めるもの ※補助要件を確認できない場合等、追加資料を求められることがあります。	<input type="checkbox"/>
集合住宅	11 集合住宅の規定により管理組合等の承認が必要な場合は、承認されたことがわかる書類のコピー	<input type="checkbox"/>
別荘	12 登記事項証明書(建物の全部事項証明書) ※提出日以前3ヶ月以内に発行された原本 ※所有権が申請者に移った翌日以降に着工している必要があります ※建物の所有者は申請者もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅」である必要があります(同居家族の場合は、当該同居者の住民票も併せて提出してください)	<input type="checkbox"/>
兼用住宅	13 登記事項証明書(建物の全部事項証明書) ※提出日以前3ヶ月以内に発行された原本 ※所有権が申請者に移った翌日以降に着工している必要があります ※建物の所有者は申請者もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅兼〇〇」である必要があります(同居家族の場合は、当該同居者の住民票も併せて提出してください)	<input type="checkbox"/>
住宅用太陽光発電システム	14 太陽光発電の出力対比表のコピー □モジュールの製品名 □製造番号 □公称発電出力 □出荷時出力	<input type="checkbox"/>
	15 太陽光発電設備調書(様式第8号)	<input type="checkbox"/>
	16 電力会社との連系協議書類等のコピー ※余剰電力を売電する場合 ①売電契約書の写し ※余剰電力を売電しない場合は①および② ①電力会社との連系協議書類(系統連系申込書、契約書、申告書等のFIT制度による連系でないこと分かる書類)の写し ②その他付随資料(例えば、単線結線図、発電所構内図等、需要設備のある自家消費型であること分かる図面)	<input type="checkbox"/>
	17 パワーコンディショナのカタログ等のコピー □品番 □定格出力 □夜間待機電力	<input type="checkbox"/>
	18 対象設備の要件を満たしていることがわかる書類(カタログ等)のコピー □設備要件を満たしている書類	<input type="checkbox"/>
	19 PPAの場合の証明書 ※サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類	<input type="checkbox"/>
	20 リースの場合の証明書 ※リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類	<input type="checkbox"/>
高効率給湯器	21 高効率給湯器の要件が確認できる書類 補助対象住宅内に設置するものであり、従来の給湯器等に対して30%以上の省CO2効果が得られることが分かる書類(エネファーム以外) ※この補助金のホームページTOPICS(トピックス)に掲載の「高効率給湯器省CO2率計算シート例(Excel)」を参考にして計算した書類(任意様式)を提出してください。	<input type="checkbox"/>
	22 交換前の給湯器の機種がわかる写真、取扱説明書、廃棄時の書類、購入時の書類、交換前設備証明書等のいずれか 写真は型番がわかる様に撮影してください。 ※いずれの確認書類の提出が困難な場合に限り、別に定める「交換前設備証明書」を提出してください	<input type="checkbox"/>
	23 対象設備の要件を満たしていることがわかる書類(カタログ等)のコピー □設備要件を満たしている書類	<input type="checkbox"/>

提出書類(重点対策加速化事業用)			該当する項目にチェックが入っていることを確認
家庭用蓄電池	24	対象設備の要件を満たしていることがわかる書類(カタログ等)のコピー □設備要件を満たしている書類	□
	25	PPAの場合の証明書 ※サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類	□
	26	リースの場合の証明書 ※リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類	□
断熱設備(壁・窓等断熱改修)	27	工事領収書・見積書、工事請負契約書又は請書(内訳明細が付いたもの)の写し 補助対象工事を含めた工事にかかる全体の費用及び補助対象工事とその他の工事にかかる費用がわかるもの ・財団が規定する対象経費に基づいて、製品区分毎に記入すること。 ・申請書と平面図との整合性が取れていること。	□
	28	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した平面図・姿図・求積図・求積表 ・増減築の有無にかかわらず、改修前、改修後の1/100~1/50程度の各平面図(改修しないフロアも含む)を必ず提出すること。 ・平面図には「改修前」「改修後」の表記及び、方位を記載すること。 ・申請書に記載の「延べ床面積」の算定式及び、改修率の算定式を記載すること。 ・申請書に記載の「補助対象床面積」の対象部を網掛け又は着色にて明示の上、求積図、求積表を記載すること。 ・申請書に記載の「ガラス番号」「窓番号」と同じガラス、窓の番号を明記すること。 ・ガラスの改修(ガラス交換、カバー工法)をする場合は姿図を必ず提出すること。なお、姿図には寸法も入れること。 ・平面図等に求積表を記載しない場合は別途提出すること。断熱改修を行う箇所を網掛け又は着色にて明示の上、施工面積を記載すること。 ・求積図の番号の記載があり、申請書の求積表番号と施工面積の整合がとれていること。	□
	29	写真 既存住宅の全景及び補助対象工事を行う部位毎の工事着手前の現況写真および工事を行う部位毎の工事着手後の完了写真	□
	30	建物登記事項証明書(原本) 補助対象工事を行う建物の所有者および建物の種類が確認できるもの	□
	31	対象設備の要件を満たしていることがわかる書類(カタログ等)のコピー □設備要件を満たしている書類 □補助要件を満たしている書類	□
高効率空調設備	32	高効率空調設備の要件が確認できる書類 補助対象住宅内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して30%以上の省CO2効果が得られることが分かる書類(様式第11号計算ファイル等)	□
	33	対象設備がわかる書類(カタログ等)のコピー	
	34	交換前の空調機器等の機種がわかる写真、取扱説明書、廃棄時の書類、購入時の書類等のいずれか(新規設置の場合を除く) 写真は型番がわかる様に撮影してください。 ※いずれの確認書類の提出が困難な場合に限り、別に定める「交換前設備証明書」を提出してください	□
換気設備(高機能)	35	対象設備の要件を満たしていることがわかる書類(カタログ等)のコピー □設備要件を満たしている書類	□
	36	建築物に合致する最大の換気量であることが分かる設計書(必要換気量(一人当たり毎時 30 m ³ 以上)を確保できない場合のみ)	□
機器(高効率)	37	対象設備の要件を満たしていることがわかる書類(カタログ等)のコピー □設備要件を満たしている書類	□

※申請の手引きの27ページにも上記チェックシート(提出書類一覧表)を記載しておりますので、ご覧ください。

県税事務所 (上記No.8)

事務所名	住所	電話番号
西部県税事務所	〒520-0807 大津市松本一丁目2-1	077-522-9805
西部県税事務所 高島納税課	〒520-1592 高島市新旭町北畑565	0740-25-8012
南部県税事務所	〒525-8525 草津市草津三丁目14-75	077-567-5406
中部県税事務所	〒527-8511 東近江市八日市緑町7-23	0748-22-7707
中部県税事務所 甲賀納税課	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200	0748-63-6106
東北部県税事務所	〒526-0033 長浜市平方町1152-2	0749-65-6606
東北部県税事務所 湖東納税課	〒522-0071 彦根市元町4-1	0749-27-2206
自動車税事務所	〒524-0104 守山市木浜町2298-2	077-585-7288